

兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第28号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県公営企業管理者 片山安孝

兵庫県企業庁管理規程第2号

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程

(企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第7項第2号中「職員の子育て支援に関する条例(平成21年兵庫県条例第15号)第26条の2第1項」を「第5条の4第1項」に改める。

第5条の3の次に次の1条を加える。

(在宅勤務)

第5条の4 職員は、あらかじめ管理者の承認を受けて、在宅勤務(自宅その他これに準ずるものとして管理者が定める場所における勤務をいう。次項において同じ。)をすることができる。

2 前項に定めるもののほか、同項の承認の手続その他在宅勤務に関して必要な事項は、管理者が定める。

第11条の2第1項中「の各号」を削り、「正規の勤務時間の」の右に「始め又は」を加え、同項第2号中「第15条第1項の規定による」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 会計年度任用職員

(企業職員の服務に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の服務に関する規程(昭和56年兵庫県企業庁管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務)

第25条の2 職員は、企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年企業庁管理規程第1号。第4項及び第26条第1項において「勤務時間規程」という。)第26条第1項の規定により、在宅勤務(同項に規定する在宅勤務をいう。次項から第4項までにおいて同じ。)をすることができる。

2 職員は、在宅勤務をしようとするときは、あらかじめ、その旨並びにその期間及び場所を所属長に申し出て、その承認を受けなければならない。

3 在宅勤務をすることができる場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 職員が現に居住する住居

(2) 単身赴任中の職員の配偶者が居住する住居その他の前号に掲げる場所に準ずるものとして所属長が認める場所

4 在宅勤務は、1日、半日又は1時間(勤務時間規程第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、勤務時間規程第3条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、1日又は1時間)を単位として承認するものとする。

第26条第1項中「企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年企業庁管理規定第1号)」を「勤務時間規程」に改める。

第34条第1項中「第14条」の右に「、第25条の2第2項」を加える。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 企業職員の給与に関する規程(昭和41年兵庫県企業庁管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の3の表中「猪名川広域水道事務所」を「広域水道事務所」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第2条関係)

組織名	職務区分									
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
本庁	職員	職員	主任 職員	主査	班長 主幹 工事検査 専門員	副課長 班長 主任工事 検査専門 員	課長 参事	次長 参事	企業庁長	
地方機関	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長 浄水場長 副所長 所長補佐	所長	所長		

備考

1 本庁に置かれる係長の職務については、6級とする。

2 本庁又は地方機関に置かれる付の職務については、6級、7級、8級、9級又は10級とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

組織名	職	区分
本庁	企業庁長	1種
	次長	2種
	企業庁参事	3種
	課長	
	課参事	4種
	副課長	5種
	班長（職務の級が7級の者に限る。）	
地方機関	所長（職務の級が9級の者に限る。）	2種
	所長（職務の級が8級の者に限る。）	3種
	所長（職務の級が7級の者に限る。）	5種
	副所長	
	浄水場長	
	所長補佐	

附則第6項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「100分の10」を「100分の12」に改める。

附則第7項を削る。

（企業庁公印規程の一部改正）

第4条 企業庁公印規程（昭和41年兵庫県企業庁管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の見出しを「(特殊公印及び専用公印)」に改め、同条第1項中「地方機関は」を「本庁の課又は地方機関は、特殊の用途に使用するため、特に必要がある場合においては特殊の公印（以下「特殊公印」という。）を、地方機関は」に改め、「公営企業管理者職務代理者印」の右に「(以下「専用公印」という。）」を加え、同条第2項中「専用公印」を「特殊公印又は専用公印」に改める。

（企業庁宿舍管理規程の一部改正）

第5条 企業庁宿舍管理規程（昭和41年兵庫県企業庁管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「猪名川広域水道事務所長」を「広域水道事務所長」に、「姫路利水事務所長」を「利水事務所長」に、「北摂広域水道事務所長」を「広域水道事務所長」に改める。

附 則

この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。